

第3830号議案

第241回福岡県都市計画審議会議案

令和5年2月8日（水）

目次

議案番号	議案	ページ
第3830号	筑後中央広域都市計画道路の変更について	1～4

第3830号議案

4 都 第 2 1 9 6 号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

筑後中央広域都市計画道路の変更(福岡県決定)について

令和5年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後中央広域都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路中3・4・30-1号 早津崎玉満線及び3・4・30-2号 五反田国分寺線、3・5・30-3号 塚崎東畑新領線、3・4・30-4号 玉満西牟田線、3・4・30-5号 金屋三猪駅西線を廃止する。

理 由

別紙のとおり

筑後中央広域都市計画道路の変更理由書

- 3・4・30-1号 早津崎玉満線 ■ 3・4・30-2号 五反田国分寺線 ■ 3・5・30-3号 塚崎東畑新領線
- 3・4・30-4号 玉満西牟田線 ■ 3・4・30-5号 金屋三瀧駅西線

久留米市三瀧町においては、土地利用の増進と都市内交通の円滑化を図るため、平成12年に都市の骨格となる都市計画道路網を決定しています。

しかし、人口減少や高齢化の更なる進行、市街地拡大の収束など、交通を取り巻く情勢が変化する中、時代に応じた都市計画道路のあり方について見直しを行う必要があるため、福岡県と久留米市は「福岡県都市計画道路検証方針」に基づき都市計画道路の検証を行い、見直し路線の抽出を行いました。

また、久留米市は、平成24年に策定した久留米市都市計画マスタープランにおいて、都市計画決定後、長期にわたり事業着手がなされていない路線については、状況に応じて都市計画決定の見直しを進めることとしています。

これらを踏まえ、社会情勢の変化により、従来想定していた交通需要が見込まれず、周辺道路網により交通機能は代替できると考えられることから、見直し路線として抽出を行った都市計画道路5路線について廃止とします。

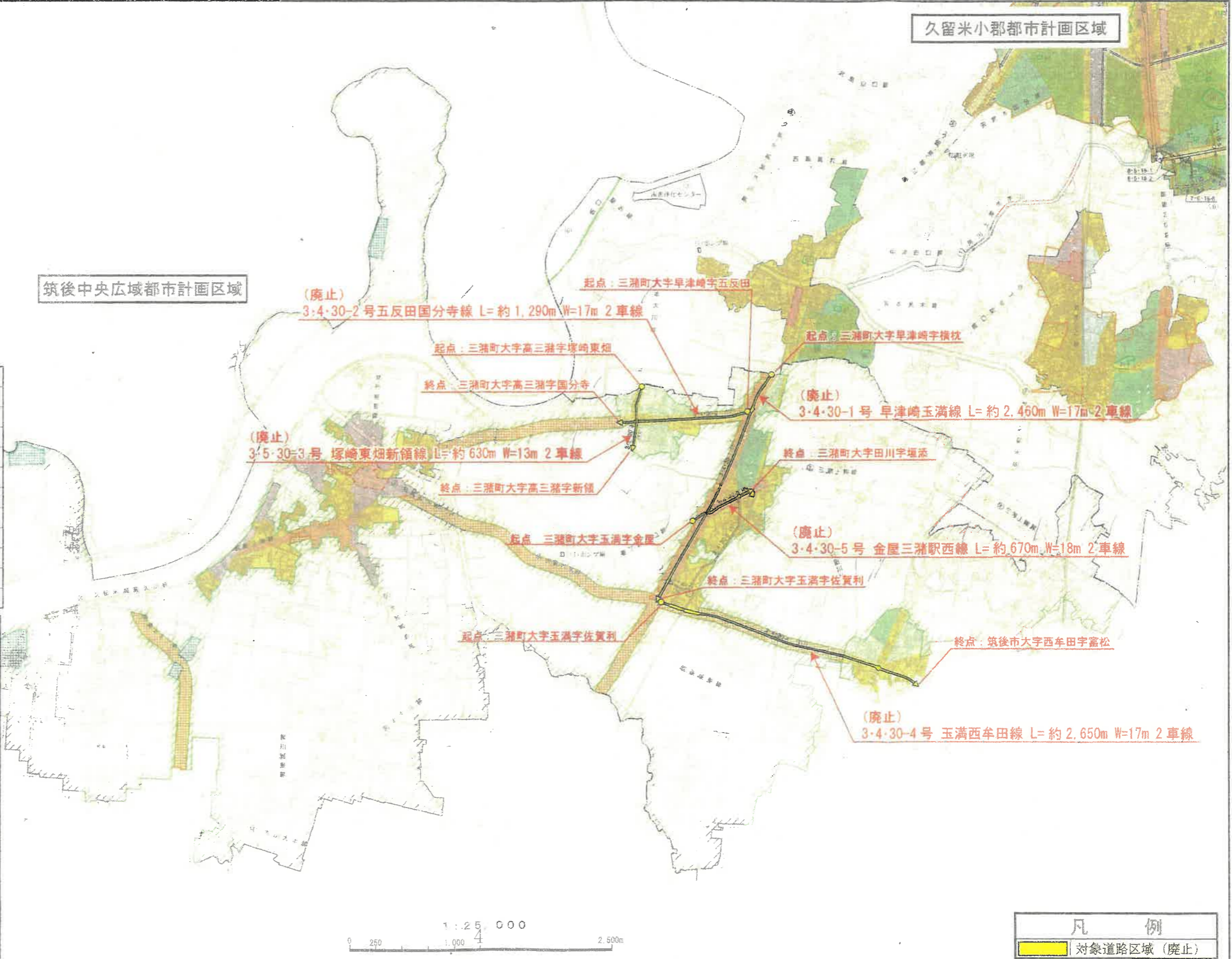
筑後中央広域都市計画道路の変更（福岡県決定）
 総括図 S=1/25,000

久留米小郡都市計画区域

筑後中央広域都市計画区域

種別	概要
第一種居住区専用地域	第一種居住区専用
第二種居住区専用地域	第二種居住区専用
第一種中密度住居専用地域	第一種中密度住居専用
第一種住居地域	第一種住居
第二種住居地域	第二種住居
準住居地域	準住居
近隣商業地域	近隣商業
商業地域	商業
準工業地域	準工業
工業地域	工業
工業専用地域	工業専用

凡例	項目	概要
[線]	都市計画区域	
[線]	市街化区域	久留米小郡都市計画区域の市街化区域
[線]	市街化調整区域	市街化区域以外の区域（久留米小郡都市計画区域の市街化調整区域）
[線]	防火地域	
[線]	準防火地域	
[線]	高度利用地区	
[線]	地区計画区域	
[線]	第二種風致地区	高さ制限10m、高さ制限12m、準風致地区、風致地区、その他1m
[線]	特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）	
[線]	都市計画道路	（1）の数字は幅員
[線]	都市高速鉄道	
[線]	都市計画河川	
[線]	公営緑地	
[線]	駐車場整備地区	
[線]	平成27年度人口集中地区（H27.D.I.D.）	



凡例	概要
[線]	対象道路区域（廃止）